

(案) 令和8年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業居場所「非常設型若年妊産婦の居場所設置モデル事業 居場所運営業務」業務委託企画提案公募に係る  
質問事項の回答について

令和8年3月16日  
こども家庭課

上記業務委託企画提案公募に係る質問事項について、以下のとおり回答します。

No	仕様書等の項目	質問	回答
1	4. 業務の内容 (1) 支援対象者 ②主に「非常設型若年妊産婦の居場所」を設置する市町村及び近隣の市町村に居住する者を対象とする。ただし、里帰り出産など、支援対象者の生活実態などを考慮し、県内広域在住者の利用を可能とする。	主な対象地域（糸満・八重瀬・豊見城）以外の若年妊産婦が利用を希望した場合、住民票のある市町村へ利用の確認と報告を行ってからの受け入れをしていますが、次年度も報告と確認は必要でしょうか。また、対象地域以外の方の受け入れの手順があるのでしょうか。	主な対象地域以外からの利用については対象地域同様、住民票または居住実態のある市町村への連絡・報告をお願いします。利用者の入口は様々ですので、固定の手順はありません。むしろ臨機応変な対応が望まれます。
2	4. 業務の内容 (2) 実施体制 ①支援対象者に対してソーシャルワーク（支援対象者が抱える課題などのアセスメント、社会資源への仲介や調整など）を行うことを前提に、助産師・看護師などの母子保健に関する知識・技術を有する者、又は保育士、子育て支援に関する資格を有する者（子育て支援員など）を2名以上配置すること。	企画提案書の（4）－（イ）では「社会福祉士等ソーシャルワーク関連の配置について」の記入欄がありますが、社会福祉士などソーシャルワークの配置が必要なのでしょうか。	お示しの（様式6）企画提案書（4）－（イ）「社会福祉士等ソーシャルワーク関連の配置について」は、【仕様書(2)①】のとおり、ソーシャルワークを行うことを前提に、実施体制を構築したいと思いますが、社会福祉士の配置は必須ではありません。助産師、看護師、保育士等の中から、ソーシャルワークができる支援者の配置をご検討ください。
3	8. 事業実施に係る留意事項 (2) 事故の取り扱い ①受託事業者は、沖縄県と協議の上、事故報告書の様式を作成すること。	事故報告書の様式があるのでしょうか。	固定の様式はございませんので、県と協議し新たな報告書を作成するか、貴団体の既存の「事故報告書」を元に、本事業に即して一部改定するなどして、ご対応いただくことも可能です。いずれも、県担当者との協議の上作成していただきます。

4	<p>8. 事業実施に係る留意事項 (2) 事故の取り扱い</p> <p>②受託事業者は本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置をとること。 (※保険に加入するなど対策をとること) また、緊急あるいは重大な事故については直ちに沖縄県に報告するほか、その他の事故についても、後日必ず沖縄県に報告すること。</p>	<p>沖縄県の連絡先とはどちらになるのでしょうか。 緊急時など夜間や土日・祝日のときの連絡先はどちらになりますか。</p>	<p>事業実施日の土曜と緊急時の連絡先については、事業受託後に、県担当者との調整となります。</p>
5	<p>8. 事業実施に係る留意事項 (2) 事故の取り扱い</p> <p>②受託事業者は本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置をとること。 (※保険に加入するなど対策をとること) また、緊急あるいは重大な事故については直ちに沖縄県に報告するほか、その他の事故についても、後日必ず沖縄県に報告すること。</p> <p>③受託事業者は、業務の実施について沖縄県に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、損害を賠償しなければならない。</p> <p>④受託事業者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、受託事業者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が沖縄県の責に帰すべき事由によるときにはその限度において沖縄県の負担とする。</p> <p>⑤受託事業者は、受託事業者の責に帰さない事由による損害については、②又は③の規定による賠償の責を負わない。</p>	<p>①「緊急あるいは重大な事故」 ②「その他の事故」 ③「業務の実施について沖縄県に損害を与えたとき」 ④「業務の実施について第三者に損害を与えたとき」 上記の事故・損害とは具体的にはどういったことでしょうか。 また、 ⑤「損害の発生が沖縄県の責に帰すべき事由によること」 ⑥「受託事業者の責に帰さない事由による損害」とは具体的にどういったことでしょうか。</p>	<p>おおむね、以下のご理解ください。</p> <p>①「緊急あるいは重大な事故」 →「命や身体の安全に関わるレベルの事故」。利用者や職員の生命・身体に重大な影響があると思われる事故で、速やかに救急対応や警察対応が必要な事故を想定しています。</p> <p>②「その他の事故」 →上記以外の事故を指します。事業実施中の利用者及び乳幼児の軽度なけが、アレルギー対応トラブルや誤飲、誤食などで上記に至らない場合も、報告対象とします。</p> <p>③「業務の実施について沖縄県に損害を与えたとき」 →県の財産や事業運営に損害が生じた場合を指します。この場合の「県の財産」とは、金銭、物品、事業（評判の失墜等）等が対象となります。</p> <p>④「業務の実施について第三者に損害を与えたとき」 →事業関係者や職員の行為によって、第三者（外部）の人や物に損害を与えた場合を想定しています。</p> <p>⑤「損害の発生が沖縄県の責に帰すべき事由」 →県の判断や指示が原因で損害が生じた場合を指し、県の責任となります。</p> <p>⑥「受託事業者の責に帰さない事由による損害」 →地震や台風などの自然災害や第三者（外部）によるトラブルで、事業者の努力では防ぐことができない損害を指します。</p>